別記様式第１号

ふるさと千川館条例利用者登録申請書

　　　　年　　　　月　　　　日

豊島区長

　裏面に記載するふるさと千川館の管理運営に関する要綱を順守し、ふるさと千川館条例の利用者登録申請をします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請団体 | 団体名 | （かな） |
| （漢字） |
| 団体人数 |  |
| 代表者 | 代表者名 | （かな） |
| （漢字） |
| 住所 | （〒　　　　-　　　　　） |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ |  |
| 連絡者（窓口に来られた方）※代表者と同じ場合、　　 同上と記入 | 連絡者名 | （かな） |
| （漢字） |
| 住所 | （〒　　　　-　　　　　） |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ |  |
| 備考 |  |

―――――――――――――――――（管理者用）―――――――――――――――――

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号・利用者ＩＤ |  |
| 確認した本人確認書類 |  |
| 受付・入力者氏名 |  |
| 確認者氏名 |  |

ふるさと千川館の管理運営に関する要綱（要約）

１．団体登録について

　登録にあたり、以下の要件にすべて該当し、本人確認書類を提示すること。

（１）登録団体は、概ね5名以上で構成される団体であること。ただし、区長が特に必要があると認めた場合、この限りではない。

（２）登録団体の構成員の半数以上が、豊島区民（在住・在勤・在学）であること。

（３）代表者又は連絡者が、豊島区民（在住・在勤・在学）であること。

（４）代表者及び連絡者が、類似の登録団体の代表者又は連絡者として、重複した登録にならないこと

２．利用申請について

（１）申請及び利用の際、登録番号（利用者ＩＤ）を伝えること。

（２）利用コマ数（一時間を１コマとする）は、会館全体で1か月につき最大１６コマまでとする。ただし、利用日の7日前を過ぎた予約については、この限りではない。

（３）利用申請は、利用する月の1か月前の月の第一営業日から、インターネットで申請する場合は利用日の７日前まで、窓口に申請する場合は利用日の3日前(土日祝日及び施設休館日を除く)まで受付する。

３．利用上の禁止事項について

　次の各号のいずれかに反する場合又は過去に反した行為があった場合、利用申請の不承認、承認又は当選の取消処分を行う。

|  |
| --- |
| （１）会費及び入場料は、実費相当分以上を徴収してはならない。（２）販売及び宣伝を目的とした利用をしてはならない。ただし、バザー及び不用品交換は除く。（３）営利団体の業務活動（会議及び採用活動等）としての利用をしてはならない。ただし、区民の福祉増進及び文化生活の向上に寄与する社会貢献活動を行う場合を除く。（４）特定の政党、政治団体及び政治家への支持拡大又は誹謗を目的とした利用をしてはならない。ただし、政治問題講演会、団体名及び個人名を冠さない報告会等は除く。（５）特定の宗教に対する布教又は誹謗を目的とした利用をしてはならない。ただし、一般的な宗教研究及び世俗化したイベントは除く。（６）暴力団の活動に資する利用（暴力団の名称等の掲示及び暴力団関係者の参加等）をしてはならない。（７）テレビ、ラジオ、インターネットでの放送及び雑誌への掲載を目的とした利用をしてはならない。ただし、団体内部の機関紙等は除く。（８）飲酒や飲食を主たる目的とした利用をしてはならない。ただし、席上の飲料等は除く。（９）室外に音が響く利用（大音量の楽器演奏及び発声等）をしてはならない。（１０）施設や備品を破損するおそれがある利用（一部のボールを用いたスポーツ等）をしてはならない。（１１）大きな道具（ドアから入りきれない程度）を持ち込んではならない。（１２）他の利用者及び近隣住民の迷惑になる利用をしてはならない。（１３）利用後は清掃のうえで利用前と同じ状態に戻し、利用時間内に管理人の点検をうけなければならない。（１４）発生した廃棄物は、利用団体の責任で、持ち帰らなければならない。（１５）その他、会館の利用規定及び管理者の指導に対し、従わねばならない。 |

４．使用料について

（１）利用申請した分の使用料は、利用日の7日前までに、会館の窓口で現金で支払うこと。

（２）利用承認書及び領収書は、使用料納入時に発行する。ただし、使用料全額免除の場合は、利用申請時に利用承認書のみ発行する。

（３）利用承認書は、利用の際に携帯し、管理員の指示があったときは提示すること。

５．利用の変更・取消について

（１）利用内容の変更又は取消は、会館窓口に対し、利用日の7日前までに、連絡すること。ただし、使用料納入前の場合、インターネットでも取消が申請できる。

（２）キャンセル等により還付金が発生した場合、発生した日から8日以内に、会館窓口で現金で還付金を受け取ること。

（３）還付を申請する際、発行済みの領収書及び受取人の印鑑を持参すること。